平成26年度 文部科学省委託

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

はじめに

学校は、子どもの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、 その基盤として安全で安心な学校環境と通学路が確保されている必要があります。

しかし、平成24年、京都府亀岡市や千葉県館山市などで、登校中の児童が犠牲となる交通事故が連続して発生し、大きな問題となりました。これを受け、同年、通学路の交通安全対策を警察や道路管理者等の関係機関とともに進めていくことを目的として、緊急合同点検が実施されました。

通学路安全推進事業は、この緊急合同点検の枠組みを活用して、地域の交通事情に 応じた効果的な合同点検を定期的に実施するなど、継続的な取組を推進するものです。 教育委員会と学校が、警察や道路管理者等の関係機関と築きあげたシステムを一過性 のものとせず、継続的に機能させていくことが目的です。

事業2年目となる本年度は、由利本荘市をモデル地域とし、県教育委員会が由利本 荘市教育委員会に通学路安全対策アドバイザーを派遣してその専門的知識に基づいて 安全対策等の助言を行うなど、市の取組を支援しました。

本年度の成果としては、事業を実施した学校が、

- 1 道路や周辺環境等の変化に敏感に反応し、問題意識を持って通学路の新たな危険箇所を把握することの重要性を痛感した。
- 2 学校での連絡協議会の開催により、地域住民と通過交通等の問題を共有し、連 携して対策に取り組む体制ができた。
- 3 本年度新たに実施した道路横断時の危険性を疑似体験できるシミュレータを活用した交通安全教育では、児童が実際の道路と同じように真剣に取り組み、道路における危険回避の判断形成に大きくつなげることができた。

などを挙げています。

児童の交通事故を防止するためには、危険を予測し安全な行動をとるための交通安全教育の徹底を図ることがもとより重要ですが、安心して通行できる通学路の確立が不可欠です。今後も学校と地域の関係機関が連携・協働し、通学路の安全確保に向けて特段の御理解と御協力をお願いいたします。

平成27年2月

秋田県教育庁保健体育課課長 越後谷 真悦

目 次

はじめに

Ι	i	通学路安全推進事業の概要図	…1
П	追	通学路安全推進事業の紹介	2
Ш	拊	進進委員会の開催	…4
IV	1	\$同点検······	6
V	圣	登校時間帯の点検	10
VI	追	通学路安全推進会議の開催······	11
VII	追	連絡協議会開催学校の取組	
	1	由利本荘市立西目小学校	12
:	2	由利本荘市立尾崎小学校	14
VIII	Γ	わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育	16
IX	追	通学路安全マップ	19
	1	由利本荘市立矢島小学校	20
	2	由利本荘市立東由利小学校	23
	3	由利本荘市立小友小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
X	貣	資料編	
	1	通学路における緊急合同点検等実施要領 (「通学路の交通安全の確保の徹底について」平成24年5月30日付別紙)	29
	2	通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント	32
	3	通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付)	33

通学路安全対策アドバイザー

の派

県教育委員会

推進委員会

県道路管理者、県警察、大 学関係者等の学識経験者によ り構成。

広域的な通学路の交通安全 対策の検討及び通学路安全対 策アドバイザー派遣の決定な ど、本事業の効果的な実施を 推進する。

通学路安全対策アドバイザー の委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の全小学校に配付して、普及啓発を図る。

市町村教育委員会

市町村連絡協議会

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・ 実施、交通安全教育について方針を策定する。

学校における通学路の安全点検

各学校において、児童の視線に立って通学路の 安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

交通危険箇所のとりまとめ

市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危 険箇所をとりまとめ、関係機関と合同点検を実施 する必要が認められる危険箇所を抽出する。

合同点検の実施

市町村教育委員会は、警察、道路管理者、学校 関係者等と合同点検の日程調整を行い、合同点検 を実施する。

登校時間帯点検の実施

児童の登校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検を実施し、学校に対策等を助言する。

学校単位の連絡協議会

学校関係者、関係機関、地域住民により構成され、個々の危険箇所対策について協議・検討する。 必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

学校における交通安全教育の実施

各学校において、歩行環境シミュレータを活用 した安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

(1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が突入し、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生した。

こうした事故の発生を防ぐには、交通安全指導や集団登下校などの学校のソフト面での対策 だけでは十分ではなく、道路・交通行政によるハード面での対策が必要であり、警察や道路管 理者等の関係機関と連携した取組が求められた。

(2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の危険箇所に関する緊急合同点検を実施し、これに基づく対策の検討を行った。

本県では、561箇所の危険箇所で対策が必要とされ、学校及び関係機関による対策が進められた結果、平成27年1月末で483箇所が対策済みとなっている。

2 事業の目的

1の状況を踏まえ、通学路における安全を確保するため、対策が必要な市町村に対し、通学路 安全対策アドバイザーを派遣し、専門的見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会及 び関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討及び交通安全教育を行うものであ る。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県教育委員会、県道路管理者、県警察本部 及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策 の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や警察行政など、交通安全の確保 に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、市町村に派 遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小学校における通学路の安全点検への立会い・助言や連絡 協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 連絡協議会の開催

市町村教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される連絡協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの指導・助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児 童生徒に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の交通危険箇所点検 各小学校において通学路の点検を行い、子どもの視線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

市町村教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関と対策を検討する必要が認められる危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、市町村教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登校時間帯の危険箇所点検 危険箇所における児童の登校状況、交通量等について通学路安全対策アドバイザーが点検し、 学校での対策及び関係機関に要望する対策について学校に助言を行う。

(4) 連絡協議会の開催

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所を 有する小学校において連絡協議会を開催する。

連絡協議会では、地域住民との合意形成を図りながら、関係機関等と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童の道路横断中の事故が多いことを踏まえ、通学路安全対策アドバイザー 等の協力の下、道路横断時の危険を疑似体験できる歩行環境シミュレータ等を活用した交通安 全教育を行う。

(6) 市町村における推進体制の構築及び基本的方針策定の支援

市町村単位で通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、 道路管理者、自治会代表者や学識経験者等で構成する推進体制の構築及び基本的方針の策定を 支援する。

(7) 事業の普及啓発

事業を実施した状況、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の全小学校等に配布 して普及啓発を図る。



Ⅲ 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の 学識経験者により構成される推進委員会を開催した。

1 第1回推進委員会

(1) 開催日時

平成26年5月28日(水) 午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所 秋田県庁第2庁舎 81会議室

(3) 開催内容

ア 平成26年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」 の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授浜岡秀勝氏が選任された。

イ 通学路安全推進事業の実施地区の選定と事業内容説明

平成26年度に事業を実施するモデル地域に由利本荘市を選定し、通学路安全対策アドバイザーを派遣しての合同点検や危険箇所に対する実地踏査、学校連絡協議会のほか、今年度から新たに実施する道路横断のシミュレータ等を活用した交通安全教育の実施について事務局が説明した。

- ウ 通学路安全対策アドバイザーの委嘱 前年度に引き続き、元秋田県警察官の松 塚氏の委嘱について説明した。
- エ 事業に関する意見
 - ○浜岡委員長

横断シミュレータを使用して安全教育 を進めていくことは、児童生徒の横断中 の事故防止にもつながり、非常に良いこ とである。

通学路安全対策アドバイザー

松塚柾見氏

元秋田県警察官 (平成20年退職) 交通部交通規制課長 兼交通管制センター長 を歴任



また、横断中の事故を防止する対策には、道路のインフラを変えることもあり、その中に、道路に安全島を作ることがある。歩行者が横断歩道を一度に渡りきれない場合などの安全確保になるほか、運転者にとっても歩行者との分離が図られることから良い対策の一つであり、通学路の安全確保にもつながるものである。

2 第2回推進委員会

- (1) 開催日時平成27年1月26日(月)午後1時30分から午後3時まで
- (2) 開催場所 秋田県庁第2庁舎 高機能会議室
- (3) 開催内容
 - ア 合同点検の実施結果について 由利本荘市15校中、14校・37箇所で



実施した合同点検について、通学路としての道路状況や関係機関の対策、アドバイザーから の助言等について説明した。

イ 連絡協議会の開催結果について

連絡協議会を開催し対策の検討等を行った2校の取組状況について、事務局が説明した。 また、由利本荘市教育委員会からは、地域と一体となった対策の推進ができたことなどが成 果であるとの報告があった。

ウ 交通安全教育の実施結果について

歩行環境シミュレータで道路横断時の危険性について疑似体験したほか、DVDや警察官等による交通ルールの遵守に関する交通安全教育結果について説明した。

エ 本事業における今後の課題等について

通学路の安全確保に向けた推進体制の構築及び基本的方針の策定が、県内市町村においては依然と低水準にあり、本事業の実施自治体と近隣自治体とが連携を図ることも構築率等の向上につながるとの浜岡委員長からの意見があった。

平成26年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所属及び役職	氏	名
委員長	秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授	浜岡	秀勝
委 員	国土交通省秋田河川国道事務所道路管理第二課長	五日市	亘
委 員	秋田県建設部道路課環境維持班主幹	佐藤	朋章
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	武田	博克
委 員	由利本荘市PTA連合会会長	福田	淳
委 員	由利本莊市教育委員会学校教育課指導主事	高橋	義明
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	田口	武美
委 員	秋田県教育庁中央教育事務所由利出張所指導主事	菊地	邦彦
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	越後谷	真悦

Ⅳ 合同点検

各小学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要が認められる箇所について、 通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察と合同で点検を実施した。

1 実施日

平成26年7月9日(水)から7月28日(月)までの間の7日間

2 実施場所

- ○由利本荘市内の通学路危険箇所37箇所
 - ・国道7号(3箇所) ・国道105号(5箇所) ・国道107号(2箇所)
 - ・国道108号 (6箇所) ・県道・市道 (21箇所)
- 3 参加機関
 - ○道路管理者
 - ・国土交通省秋田河川国道事務所本荘国道維持出張所
 - 由利地域振興局建設部工務課
 - 由利本荘市建設部建設管理課
 - ○由利本荘警察署 ○由利本荘市教育委員会
 - ○教育庁保健体育課 ○由利本荘市小学校(14校)

4 各学校の主な合同点検実施箇所

◇新山小 (狭隘な主要通学路)



◇尾崎小(国道の出入車両が頻繁な歩道)



◇鶴舞小(学校前上り道両側に歩道なし)



◇子吉小(交通量が多い国道交差点)



◇小友小(高速道路入口の長い横断歩道)



◇岩城小(高速車両が行き交う学校横道路)



◇西目小(変則交差点で横断歩道も危険)



◇下川大内小(横断時も危険な横断歩道)



◇岩谷小(信号機のない通学路交差点)



◇矢島小(横断歩道がなく国道横断困難)



◇由利小(登校時車両多く国道横断困難)



◇鳥海小 (横断歩道がなく国道横断困難)



◇東由利小 (見通しの悪い横断歩道)



◇上川大内小 (横断歩道のない危険な国道)



合同点檢実施状況一覧表

結果	H27年度予定	横断歩道を移設済み	H27年度予定	H27年度予定	H27年度完成予定 児童への安全教育で対応	児童への安全教育で対応	歩道部カラー化済み。H27年1月 から保護者輪番制の安全指導	登下校時のボランティアによる安 全指導	信号機不可。看板H27年度予定	児童への安全教育と保護者による 安全指導	H27年度予定	通学路変更せず、児童への安全教育、保護者による安全指導	白線引きは実施済み	グリーン舗装化等実施済み	児童への安全教育と保護者の安全 指導	横断歩道等の白線引き直し済み	足形マーク塗装済み	実地踏査結果、児童への安全教育 で対応
松	外側線のドットライン、センターライン引き	約30メートル横断歩道を移動する。通学児童の親の理解が必要	ドットラインの1キロ引き、歩道の片側部分のカラー 化が望ましいが、予算的に難しい。	市道改良工事で新しい道路に通学路を移動予定。それ までは、ドットラインを引いて歩道部を明確化	道路改良工事に着手し、片側3mの歩道予定。 それまでは、児童への注意喚起と指導	踏切前後の道路拡幅予定がなく、ハード対策は難しい。	国道の歩道部をカラー化して歩行者、自転車を分離。 国道出入り車両は、保護者等監視が必要	十字路の一方が踏切で交差点内に車両が停止。看板設 置不適。横断歩道の歩行時間は適正	信号機設置要望。通学路の看板2箇所設置要望	一部の児童の通学路の変更検討。横断歩道の設置は、 踏切が近くて難しい。	交差点内のドットラインを中央寄りに引き直し走行部 分を狭くし、ドットラインを前後に延長	横断歩道部分が長いため横断に時間がかかる。横断歩 道をわたらない通学路の変更を検討	横断歩道の白線引き直しと保護者の継続指導	側溝は流雪溝で利用のため要検討。道路左側をカラー 化歩道にし、外側線を二重化する。	カーブのため横断歩道、信号機の設置はかえって危険。 児童への安全教育等で対応	角に商店があり、道路拡幅は難しい。横断歩道や外側 線が薄くなり、引き直して明確にする。	信号機待機場所に足形マークを塗装して、児童の待機 位置を下げる。	定周期又は押しボタン式信号機の設置が望まれるが、 車両通行量が時間帯で異なり難しい。
道路状況	国道107号の抜け道で出勤車両が多く、歩車道 の区別もなくて登校時危険	県立大学付近の横断歩道がカーブにあるため、 西側から来る車を確認しづらい	国道105号の抜け道で歩車道の区別なし	多くの児童が登下校する狭隘な通学路で、通行 の時間規制がされているが通行車両もあり危険	道路両側に歩道がなく、通行の時間規制がされ ているが通行車両もあり危険	交通量が多く道幅狭隘、歩道部は片側のみで自 転車と交錯して危険	国道107号の出入車両が多いほか、国道の歩道 を走る自転車が速くて危険	車両運転手の信号見落としの事故あり。交通量 多く、横断歩道の存在を明確に。	国道108号にある横断歩道の横断が危険	近くに踏切のあるT字路で、横断歩道がなく、 通過車両が多く危険	抜け道で、一時停止があるが横断が危険	国道から高速に入る車が、対向車に気を取られ 横断歩道をわたる児童に気付かない。	交通量が多く、角の商店からの車も危険	側溝に蓋がないため登下校は左側通行	電車通学で駅へ行くため国道108号を横断する が、横断歩道がなく危険	信号機が見にくい。歩道の待機部分が狭く車と の接触危険性あり。	直線道路で車両は高速走行。信号機前での待機 児童が道路にはみ出して危険	交差点通過車両や磐田電エに入る車で交差点の 横断が危険
点検箇所	土谷地内	谷地地内	大浦町内	パチンコニューセブン 向かい市道	砂子下交差点から学校 正面前までの坂道	大野道踏切	御門町一丸鮨付近	国道108号沿いローソ ン十字路	葛法町内	鈴木理髪店前T字路	万願寺堂ノ前交差点	国道107号高速道路本 荘IC入口	国道107号三条交差点	館町地内福祉会館前	小坂地内国道カーブ	風月堂前交差点	小学校横道路	磐田電工前交差点
小 校 各	中 中				鶴舞小	尾崎小		十 十 十			小友小			矢 島 小			品	

	報川地内梯幣先送		予選を 予選を 予算を 予算を	旧番人の安今粉弯
	45.11.45.71.14.19.45	lo	う指導	17年、27条年状月
	亀田地区十字路	道路が拡幅されたが、十字路に横断歩道なし。	横断歩道の設置を要望	H27年度予定
中村	神明会館近く十字路	以前あった「止まれ」の標識が朽ちてなし。登 校時の通過車両が多く危険	交通規制箇所ではない。道路カーブにドットラインを引くほか路側帯をカラー化する。	児童への安全教育。ドットライン は済み。カラー化は未実施
	国道108号 森子地内	登校時車両多く横断歩道の横断が危険。追い越 し禁止線も延長して欲しい。	横断者が少なく信号設置困難。追い越し禁止延長も難 しい。通学路の変更を視野に入れて検討	「通学路 横断者注意」の看板を設置予定
	曲沢地内十字路	坂道交差点で、横断歩道もなく危険	横断歩道の設置を要望	坂道とカーブで横断歩道設置は無 理。児童への安全教育
西田小	西目高校前交差点	国道7号の変則交差点で、県道の通学路に入る 車両が多く、横断等が危険	規制標識や道路標示は既に設置されており、追加は困難。交差点の形状変更を検討	学校連絡協議会で、H24年に実施 した対策を検証してから検討
	出戸地内横断歩道	国道7号の横断歩道で、通過車両が多く危険	横断者注意の道路標示と警戒標識の設置	道路標示、警戒標識とも済み
鳥箱小	伏見沢地内道路	道路端が崖。ガードレールあるも狭く危険	ガードレールに「くの字」形の注意喚起の表示	表示済み
	国道108号 河台入口	坂道カーブで交通量が多く、車道と段差のある 向かい側歩道までの横断が危険	「通学路 横断者あり」の看板設置とドットライン引きを検討	看板、ドットラインともに対策済 み
東田利小	老方地内の横断歩道	国道から若干入った小山のカーブで、横断児童 が見にくい。冬期は落雪で歩道部狭隘	国道から横断歩道までの距離が15mで、横断歩道の設 置は適正。冬期の除雪による歩道部確保	児童の安全教育で対応
	田代地区沖田橋十字路	スクールバス乗り場までの区間に児童の道路横 断があるが、横断歩道がない。	横断歩道利用者が少なく設置は難しい。見通しが良い ので「歩行者あり」等の看板設置を要望	十字路前後に看板設置済み
品 令 小	鍋倉地内	国道105号の横断が、交通量が多く危険	横断歩道の塗り替えによる明確化を図る。	塗り替え済み
	岩谷駅前交差点	交通量の多い十字路交差点で信号なく危険	信号機の設置要望(警察で通行量調査)	設置要望撤回、児童の安全教育
下川大南小	国道105号 加賀沢地内	児童や老人が横断歩道を渡る際、停止車両の脇 を別な車が通過するなど危険	見通しの良い直線の坂道道路で、横断歩道等は適切で あり、児童への指導で注意力を向上	児童への安全教育で対応
	松本地区から加賀沢地 区の間	国道105号の歩道部分に街灯が少なく、歩行児 童が見にくいほか、防犯的にも問題	街灯の増設について検討が必要	防犯街灯設置要望撤回
	大内中学校前から下長 坂地区の間	国道105号の歩道部分に街灯が少なく、歩行児 童が見にくいほか、防犯的にも問題	周辺の小学校の統廃合の後、通学路の見直しを行って 対応	学校の再編後に再検討
上川大内小	国道105号 新田地内	国道に横断歩道がなく、交通量も多くて保護者 等が安全指導で横断させている。	約50m先に信号機設置の交差点があるほか、現地がカー ブのため信号機設置は困難	信号機設置の交差点利用か保護者 等の安全指導の継続実施
	的場地內	車両の通行量が多い住宅地の通学路であるが、 外側線が消えている部分が多く危険	外側線を引き直し、歩行者・車道部分を明確にする。	H27年度予定
	代内地内	住宅の点在地域で、登校時の通過車両は多くは ないが、外側線が消えているなど危険	外側線の引き直しのほか、カーブ等の危険箇所はドットラインも引いて歩行部分を明確にする。	H27年度予定

V 登校時間帯の点検

合同点検を実施した危険箇所のうち、登校時間帯における交通の実態と児童の登校状況を把握する必要がある場所を通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校が実施する対策と関係機関に要望する対策について助言した。

1 実施月日及び実施場所

実施小学校	実 施 日	実 施 場 所
尾崎小学校	8月26日 (火)	御門町一丸鮨付近
子吉小学校	8月28日(木)	鈴木理髪店前T字路
小友小学校	9月2日(火)	国道107号の高速道路本荘インター入口
岩城小学校	9月4日(木)	磐田電工入口前交差点
西目小学校	9月8日(月)	西目高校前変則交差点

2 実施状況

通学路安全対策アドバイザーが児童の登校実態と交通量等を調査し、学校でとるべき対策、関係機関に要望する対策等について助言した。

学校に助言した主な対策としては、安全ボランティアの確保、児童への安全確認の徹底、交差 点の構造変更等であった。



子吉小学校



小友小学校



岩城小学校



西目小学校



尾崎小学校

VI 通学路安全推進会議の開催

平成26年3月、通学路の安全確保に向けた取組を行うことを目的として、関係機関の連携体制を構築した上で、「由利本荘市通学路交通安全プログラム」を策定した。同プログラムにのっとり、本年度の通学路安全推進会議を下記の通り開催した。

1 会議の開催

平成26年12月24日(水)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所

由利本荘市役所西目総合支所2階第1会議室

3 協議会の構成

- 由利本荘警察署
- · 国土交通省秋田河川国道事務所本荘国道維持出張所
- · 由利地域振興局建設部工務課 · 由利本荘市建設部建設管理課
- 由利本荘市内各小学校由利本荘市教育委員会学校教育課
- · 由利本荘市教育委員会各教育学習課(本荘、矢島、岩城、由利、西目、鳥海、東由利、大内)

4 協議内容

(1) 対策実施状況の確認

7月に行った合同点検において決められた37箇所の対策案について進捗状況の確認を行い、 道路管理者や警察による今後の見通し、対策に対する意見交換、児童の通学の現状についての 報告等が行われた。

(2) アンケートの実施について

今後の対策について検討する際、既に実施された対策の効果を検証する必要があることから、 対策箇所を利用する児童及びその保護者を対象としてアンケート調査を行うことが決まった。

(3) 冬期合同点検の実施について

今年度から新設された小学校があることから、冬期合同点検の必要について協議をした。その結果、岩城小学校、鳥海小学校から合同点検の要望があった。





Ⅲ 連絡協議会開催学校の取組

~由利本莊市立西目小学校~

1 はじめに

旧西目町は、県南部の日本海沿岸に位置し、地域の東方と南方は鳥海山麓の由利原高原に囲まれた東西 6 km、南北14kmの田園地帯にある自然豊かな地域である。西目小学校は、児童数330名、学級数14学級(通常学級12学級、特別支援学級2学級)で編制されている。

地域内の海岸部を国道7号が通り、昼夜を問わず大型トラックを含む多くの車両が往来している。そのような中、昭和29年から行われている幼稚園児(年長児)の手を引きながらの集団登校は本校の伝統となっているため、地域の方々の安全に対する関心は高い。

2 学校における通学路の点検と安全指導

6月、PTA校外指導部員が担当する危険箇所を確認し、校区内危険箇所一覧及び危険箇所一覧地図を作成し、学級活動や帰りの会等での指導で具体的な指導を行った。

また、5月9日(金)、児童の安全意識の向上のために交通安全教室を実施した。西目駐在所の警察署員から、特に「歩行について」、「自転車の乗り方について」の2点を重点的に指導をいただいた。この他、4月11日(金)から4月18日(金)までは下校指導、5月1日(木)、6月2日(月)、7月1日(火)、9月1日(月)、10月1日(水)、11月4日(火)、12月1日(月)には街頭指導を行い、職員間の情報共有を図りながら、児童の安全確保に努めている。

3 合同点検及びアドバイザーとの実地踏査状況

危険箇所として、西目小学校から要望のあった「西目高校前変則交差点」及び「国道7号下出 戸バス停付近横断歩道」について合同点検を実施した。

- (1) 合同点検と対策の検討
 - ○点検箇所:「西目高校前変則交差点」
 - ○現状:変則交差点で交通量が多く、横断が危険。
 - ○対策の検討:標識等の設置については既に完備されていることから、今後の追加はない。国道から県道に入る箇所に停止線の設置が望まれるが、交差点の道路図面等を精査し、今後検討していく。
 - ○点検筒所:「国道7号下出戸バス停付近横断歩道」
 - ○現状:本荘方面から下りカーブで、スピードを出す車が多く危険。
 - ○対策の検討:本荘方面・仁賀保方面とも、横断歩道手前に「横断者注意」の路面標示を国交省で設置。仁賀保方面に向かう道路側に「横断者注意」の看板を交通安全協会で設置。
- (2) アドバイザーとの実地踏査
 - ○実地踏査箇所:「西目高校前変則交差点」
 - ○日時:平成26年9月8日(月)7時~8時
 - ○踏査結果: 7時13分から20分にかけ、市道の信号のない横断歩道を小学生が集団で横断した。その際、国





合同点検 (7/23)

道7号から折れてきた車はカーブを曲がってくることから、小学生が注意を払うことは、やや 困難であることがわかった。

7時30分から7時35分にかけ、県道の信号のある横断歩道を西目中の生徒が自転車で横断していた。また、7時36分から7時38分にかけ、同横断歩道を西目高校の生徒が集団で横断していた。この横断歩道の信号が青のとき、国道7号の信号も青であることから、特に本荘方面か

らの国道7号から折れてきた車は、徐行せずに横断歩道前に進入し、横断中の中学生や高校生に驚いて急停止する場面が見られた。一般的に、交差点を折れた車両は加速することが多いが、ここの横断歩道は、車両用の信号から数十m程度離れてるため、左折後に車が加速しようとする位置にあり、他の交差点を走行する場合に比べて大きな違和感がある。そのため、平成24年度の緊急合同点検を受け、対策として、横断歩道のカラー化、「歩行者注意」の路面表示及び注意喚起の看板設置が実施されている。







緊急合同点検対策済み路面標示

実地踏査 (9/8)

4 学校連絡協議会の開催状況

- (1) 開催日 平成26年11月26日(水)
- (2) 参加者 通学路安全対策アドバイザー、国土交通省秋田河川国道事務所本荘国道維持出張所 担当者、由利地域振興局建設部担当者、由利本荘警察署担当者、由利本荘市役所建 設部担当者、由利本荘市教育委員会担当者、西目小学校校長・教頭・PTA会長

(3) 主な協議内容

ア 重点箇所の状況について (アドバイザーからの助言)

○ 「西目高校前変則交差点」

現在、国道7号の歩道を通行してきた児童が市道の横断歩道を渡る際、国道7号から折れてきた車両に注意を払うことが難しい状況にある。また、国道7号を本荘方面から走行して県道43号にカーブしながら左折した場合、間もなくある歩行者用信号の色が青になっていることに気付きにくい位置となっていることから、横断しようとしている西目高等学校や西目中学校の生徒の発見が遅れてしまう車両が見られる。このため、信号機付き横断歩道の位置変更及び緑地の設置について検討をしていただきたい。

イ 協議

- ・現状では、信号のない横断歩道を横断する小学生よりも、県道の横断歩道を渡る中学生や 高校生の方が危険である。
- ・県道の横断歩道の信号の色が運転者から見えにくいのであれば、その向きを少しだけ変え るだけでも効果があるのではないだろうか。
- ・新しい対策について検討する前に、平成24年度の緊急合同点検後に実施された対策(横断 歩道のカラー化(国道、県道、市道)、市道横断歩道の前出し、国道への「歩行者注意」 の路面表示及び注意喚起の看板設置)の効果について検証することが先である。そして、 それでも不十分なのであれば、抜本的に対策を検討していく必要がある。
- ・交差点の横断歩道を渡る小・中学生及び保護者にアンケートをとり、実施済みの対策の効果を検証したい。

5 今後に向けて

合同点検、実地踏査を経て本連絡協議会を実施したことにより、道路管理者、警察、教育委員会、学校が情報を交換し、共有したことは、今後の通学路の安全推進に向けて大変に有意義であった。実施済みの対策は、現状の交差点においては、十分に検討された結果と考えることもできるが、この交差点から危険な点を無くすためには、抜本的な交差点の変更をする必要があることも考えられた。

現状では、信号のない横断歩道を渡る際、国道から折れてくる車に十分に注意を払わなければ危険である点は変わらないので、児童一人一人への判断力及び規範意識の醸成を図って参りたい。

~由利本荘市立尾崎小学校~

1 はじめに

学区は、旧本荘市の中心地に位置し、市役所、市文化交流館カダーレ、本荘公園修身館、羽後本荘駅等の公共施設が点在する市街地である。児童数558名、学級数20学級(通常学級18学級、特別支援学級2学級)で編制されている。

地域内を国道105号、107号、108号が通り、昼夜を問わず大型トラックを含む多くの車両の往来があるとともに、住宅地につながる市道が多数あるため車の流れは複雑であり、時間帯により 渋滞が起きている。

このような中、現在、国道107号の4車線化工事とともに歩道の拡張工事及び自転車・歩行者のカラー分離舗装が行われるなど安全対策は進められている。しかし、車の渋滞時間帯と児童の通学時間が重なるため、特に危険な箇所が複数あり、保護者の安全に対する関心は高い。

2 学校における通学路の点検と安全指導

4月、保護者が実際に通学路を歩き、見通しの悪い交差点、子どもが入り込みやすい小路などを確認し、通学路・危険箇所点検マップを更新している。

また、5月7日(水)、児童の安全意識の向上のために交通安全教室を実施した。 $1\cdot 2$ 年生には、由利本荘警察署員からDVD映像と講話による「歩行について」の指導後、表尾崎交差点において実地練習を行った。3年~6年生には、交通ルール遵守と自転車の乗り方について、警察署員の方から重点的に指導をいただいた。この他、 $4\cdot 5\cdot 7\cdot 9\cdot 10\cdot 12$ 月はPTA会員、 $4\cdot 10\cdot 12$ 月は職員が一週間程度登校指導を行い、情報共有を図りながら、児童の安全確保に努めている。

3 合同点検及びアドバイザーとの実地踏査状況

危険箇所として、「大ノ道の踏切付近」と「御門町一丸鮨・マックスバリュ御門店付近」をあげ、合同点検を実施した。

(1) 合同点検と対策の検討

- ○点検箇所:「大ノ道の踏切付近」
- ○現状:交通量が多いにもかかわらず、道幅が狭い。踏切の歩道が片側しかない。
- ○対策の検討:現時点は、JRの対策であるが、踏切を 渡った先の道路の拡幅がなければ、JRも動けない。道 路の拡幅の予定はなく、踏切の安全通行について児童、 生徒への指導で対応。
- 〇点検箇所:「御門町一丸鮨・マックスバリュ御門町店付近」
- ○現状:国道107号からの出入りの車が多い上、高校生の自転車がスピードを出して歩道を通る。
- ○対策の検討:国道107号の歩道については、今後、歩行者通行部分をカラー化する予定であり、自転車と歩行者を分離する。それまでは、児童への安全教育で対応。
- (2) アドバイザーとの実地踏査
 - ○実地踏査箇所:「御門町一丸鮨付近」
 - ○日時:平成26年8月26日(火)7時~8時
 - ○踏査結果: 7時5分から30分にかけ、国道107号の歩道を児童が多数通過した。その際、国道と市道との出入





合同点検(7/14)

りの車が多く危険なため、近くの6年児童の祖父が安全確認し、児童を横断させている状況であった。その方は、毎朝、安全ボランティアをされているが、来春でお孫さんが小学校を卒業することから、今後の人材の確保が懸念されるところである。







実地踏査 (8/26)

4 学校連絡協議会の開催状況

- (1) 開催日 平成26年12月1日(月)
- (2) 参加者 通学路安全対策アドバイザー、由利地域振興局建設部担当者、由利本荘警+察署担当者、由利本荘市役所建設部担当者、秋田県教育庁保健体育課担当者、由利本荘市教育委員会担当者、尾崎小学校校長・教頭・生徒指導主事・PTA会長・安全協力員2名
- (3) 主な協議内容
 - ア 重点箇所の状況について (アドバイザーからの助言)
 - ○「御門町一丸鮨付近」

現在、国道107号の歩道を通行してきた児童が市道との接続部分を渡る際、市道から国道に出ようとする車と国道から市道へ折れる車の両方に注意を払うことが困難な状況がある。特に、市道の奥の住宅地から多くの車が国道に出ようとすることから列をなし、停止線前で一時停止する車両は少ない。このことから、一時停止を強調する看板と通学路の警戒標識の設置をしたほうがよい。また、安全ボランティアを確保していくことが課題である。

イ 協議

- ・市道からの一時停止を強調する看板と通学路の警戒標識の設置については、平成25年に由利地域振興局建設部にて、「注意!自転車走行あり」、「通学路 注意!」の看板が設置済みであることから、新たな看板設置は運転手からの見通しを悪くするおそれがある。
- ・安全ボランティアをされている方から、来年度春 以降も活動を継続したい旨のお話があった。
- ・学校としては、PTA会員による輪番制にて、登校の安全指導を行いたい。
- ・今後の対策は、国道の4車線化工事後に再検討し たほうがよい。



連絡協議会 (12/1)

5 今後に向けて

学区内は、3本の国道とそこにつながる多くの小路がある。また、車の渋滞と児童の通学時間帯が重なることから、児童は車に十分に気を配って歩く必要がある。12月の連絡協議会により、児童の安全な通学について、今まで以上にPTA会員が協力して取り組む方向に協議が進むとともに、道路管理者、警察、教育委員会、学校、PTA、地域の代表者が情報を共有したことは、今後の通学路の安全推進に向けて大変に有意義であった。今後、児童一人一人の危険予測能力や危険回避能力を高め、事故を未然に防ぐよう協力体制を向上させたい。

™ 「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、由利本荘市内全15小学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教室を実施した。

2 交通安全教室実施状況

学 校 名	実施日	対象	人数
由利本荘市立鳥海小学校	9月2日(火)	1・2年	46
由利本荘市立新山小学校	9月4日(木)	1・2・3年	380
由利本荘市立岩城小学校	9月5日(金)	1・2年	77
由利本荘市立鶴舞小学校	9月8日(月)	1年	71
由利本荘市立子吉小学校	9月12日(金)	3・4年	47
由利本荘市立矢島小学校	9月16日 (火)	1・2年	64
由利本荘市立石沢小学校	9月16日 (火)	1・2年	28
由利本荘市立岩谷小学校	9月17日 (水)	1・2年	49
由利本荘市立尾崎小学校	9月18日 (木)	1・2年	175
由利本荘市立下川大内小学校	9月19日(金)	1・2・3年	40
由利本荘市立由利小学校	9月22日(月)	1・2年	85
由利本荘市立西目小学校	9月24日 (水)	1・2年	104
由利本荘市立上川大内小学校	9月24日 (水)	1・2・3年	21
由利本荘市立小友小学校	9月25日(木)	3年	20
由利本荘市立東由利小学校	9月30日 (火)	1年	13

(計1,220人)

3 参加者

通学路安全対策アドバイザー、由利本荘警察署警察官、秋田県教育庁保健体育課担当、由利本 荘市教育委員会担当、各小学校職員

4 概要

- ○司会進行 由利本荘市教育委員会学校教育課 指導主事 髙橋義明
- ○次第(基本)
 - 1 校長先生のお話
 - 2 DVD視聴「こんな時に起きている! 小学生の交通じこ」
 - 3 歩行シミュレータ「わたりジョーズ君」体験
 - 4 警察官のお話
 - 5 通学路安全対策アドバイザーのお話
 - 6 児童の感想発表

5 DVD視聴「こんな時に起きている! 小学生の交通じこ」について

○動画ダウンロード先 Ⅰ A共済 交通安全支援サイト

http://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/safety/dvd.html

○内容

親しみやすいキャラクターの「ルー」と「ル」が、交通ルールのナビゲーターで登場し、クイズや歌を交えながら、道路上で予測される危険や、安全な歩行の仕方などをわかりやすく伝える。

- ① 「急に道路に飛び出す」「近くに横断歩道がある道で横断歩道じゃない所を渡る」など、小学生に多い事故原因を呼びかけ形式で伝える。また、歩行時の基本ルール「とまる」「みる」「まつ」を教える。
- ② 模擬通学路を紹介。学校までの通学路には、狭い道から広い道に出る所、横断歩道など、さまざまな場面がある。キケンかいじゅうを通じて、場面ごとの危険な行動が交通事故を招くことを伝える。

- ③ クイズ形式で、どんな行動が危険なのか、児童に考えさせるチャプターです。「ボールを追いかけて急に道路に飛び出す」「横断歩道をふざけながら渡る」「車の周りで遊ぶ」などの具体的な危険行為の事例を挙げ、正しい行動への理解を深める。
- ④ 外が暗い時に目立つ服、交差点や踏切での待ち方、正しいヘルメットの着け方について、クイズ形式で正しい行動への理解を深める。内容に合わせて、身に付ける反射材や、自転車に乗る際の注意点などの必要な情報も伝える。

以上、JA共済「交通安全支援サイト」より抜粋

○児童の様子

歩行時の基本ルール「とまる」「みる」「まつ」の確認場面では、動画に声を合わせる児童が多くいた。クイズには、自分の考えを指さしで答えるなど、積極的な反応をするとともに笑顔があ ふれていた。



東由利小学校 (9/30)



小友小学校 (9/25)

6 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験について

同シミュレータは、API株式会社製で、三次元CGによる模擬的交通環境を再現し、あたかも実際の道路を横断しているかのような体験ができる装置である。体験者の身体運動・動作のタイミングを測定して、車道横断に必要な歩行能力と判断能力をチェックすることができ、リプレイ映像と組み合わせることで、安全な道路横断に関する効果的な指導が可能になる。

API株式会社営業グループの宮崎美帆さんの司会により、子どもたちとスムーズなコミュニケーションを取りながら、代表の子どもたちが体験を行った。体験では、宮崎さんが左右の安全確認が不十分なまま横断することで車にひかれてしまう衝撃的な場面と十分な安全確認後に横断する模範的な場面から始められた。実演の後で、子どもたちは、信号のある横断歩道、交通量が多く信号のない横断歩道、冬の横断歩道、夕方の横断歩道、友だちがどんどん渡ってしまう状況等、多様な状況での横断に挑戦した。中には、遠方の車を見逃したために、ひかれてしまう場面も見られたが、再挑戦で確実に安全確認をすることで成功することができた。

子どもたちは体験を通して、左右の確実な安全確認が安全な横断につながることが十分に理解できていた。



岩谷小学校 (9/17)



尾崎小学校 (9/18)

7 通学路安全対策アドバイザーのお話について

次の3点について、実例を挙げてわかりやすく説明をしていただいた。

- ① 押しボタン式信号では、必ずボタンを押し、安全な状況で渡ること。信号はボタンを押してから10秒程度で変わることが多い。
- ② せまい道を歩くときに、袋や傘を振り回して歩いていると車のドアミラーなどにぶつかったり、引っ掛かったりしてとても危険であること。
- ③ 車道と歩道を分けるブロックの上を歩いている と、大型車の風により体が車道に吸い込まれるこ とがありとても危険であること。



新山小学校 (9/4)

8 児童の感想

ぼくは、こうつうあんぜん教室で、大じだと思ったことは、右、左を見てわたることです。何で大じかと思ったわけは、しんごうがあってもなくても、右、左を見なきゃ、いけないからです。「わたりジョーズくん」は、テレビみたいに、おうだんほどうをわたることができて、ふしぎだなと思いました。右、左はかならず見ることをいしきして、これからもおうだんほどうをわたるようにします。

「わたりジョーズくん」のわたるところが、むずかしそうでしたので、わたしもこうつう るうるをまもってわたります。

ぼくはこうつうあんぜんきょうしつで、おうだん ほどうでくるまとぶつかって、さいしょこわくなり ました。でも2かいめではちゃんとおうだんほどう でわたれました。

友だちが「わたりジョーズくん」をやっていて、 しんごうきがないときは、車がこなくなったらもう 一回右、左をかくにんして、手を上げてわたること がわかりました。

ふだん、やっていることをふりかえれたのでべん きょうになりました。



9 おわりに

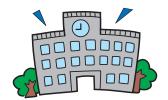
安全な通学については、点検後の対策の実施というハード面の整備に加え、交通ルールの遵守や状況に適した判断力の育成が欠かせない。この度の交通安全教室では、実際の横断場面をシミュレートできる「わたりジョーズ君」により、横断しようとする判断が適切かどうかを診断することで、交通量の多い横断歩道では、横断中も左右を確認することが大事であることがよくわかった。本事業により、全小学校で交通安全教室を開催したが、子どもたちの安全への意識は大きく高まったと考えられる。

IX 通学路安全マップ

日々、児童が通う通学路は、安全で安心な道路でなければなりません。 でも、通学路には、危険がいっぱいあります。

通学路の危険箇所を児童や保護者にわかりやすく示した由利本荘市内の 小学校の「通学路安全マップ」を紹介します。

みなさんの学校はいかがですか。





矢 島 小 学 校

〇 通学路注意マップ

通学地域を3区域の3枚のマップに分け、それぞれの 区域の危険箇所を写真と具体的なコメントを入れて説明 しています。

東由利小学校

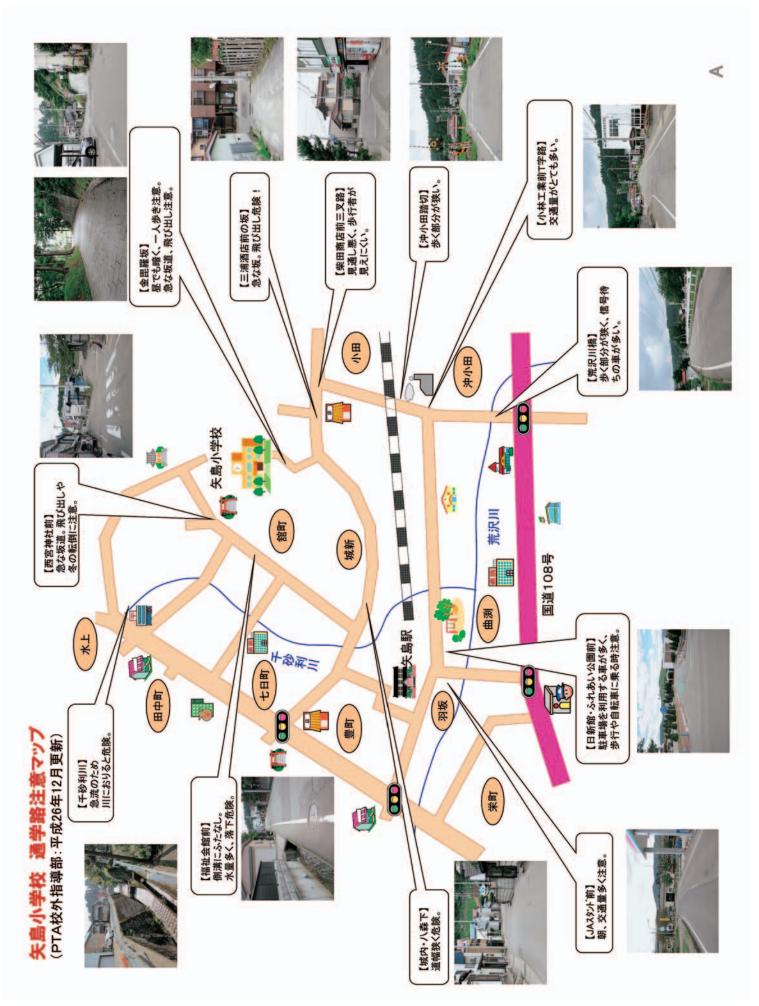
〇 安全・安心マップ

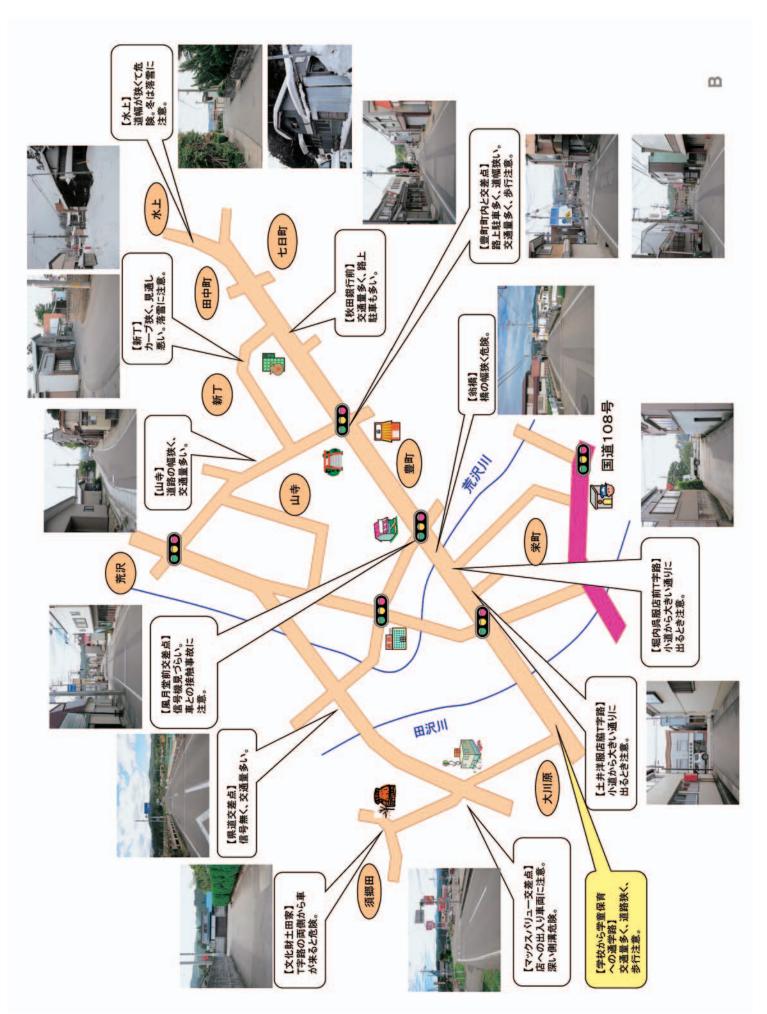
通学路の全区域と危険箇所を1枚のマップにまとめ、 写真と手短なコメントでわかりやすく説明しています。

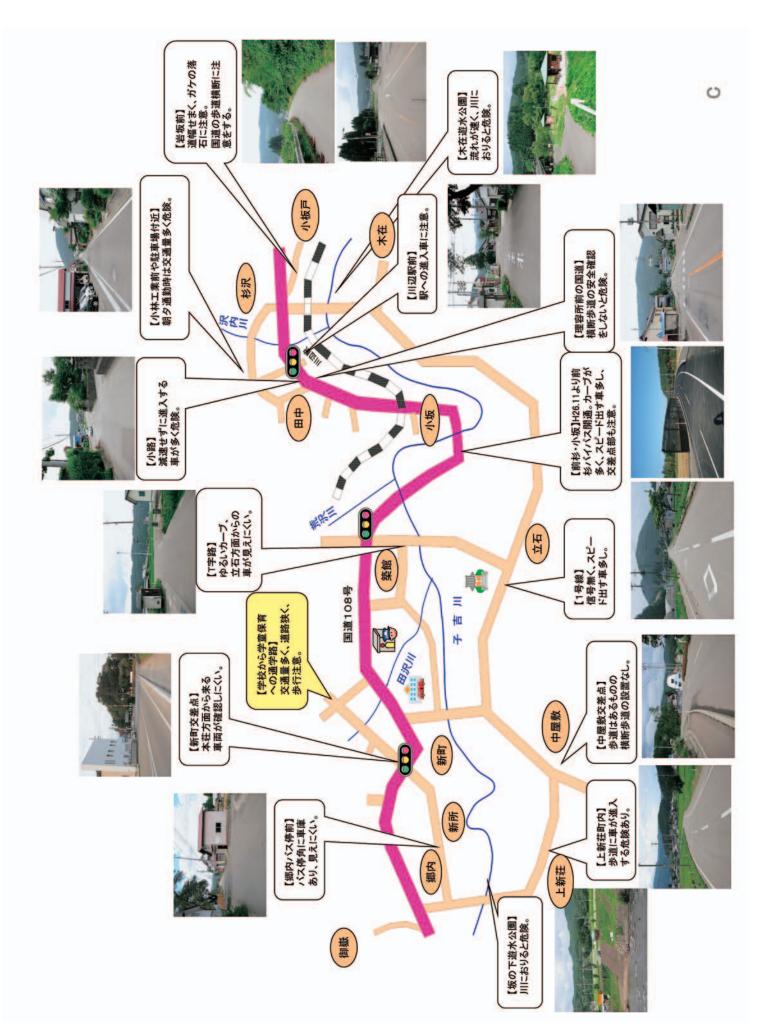
小 友 小 学 校

〇 危険マップ

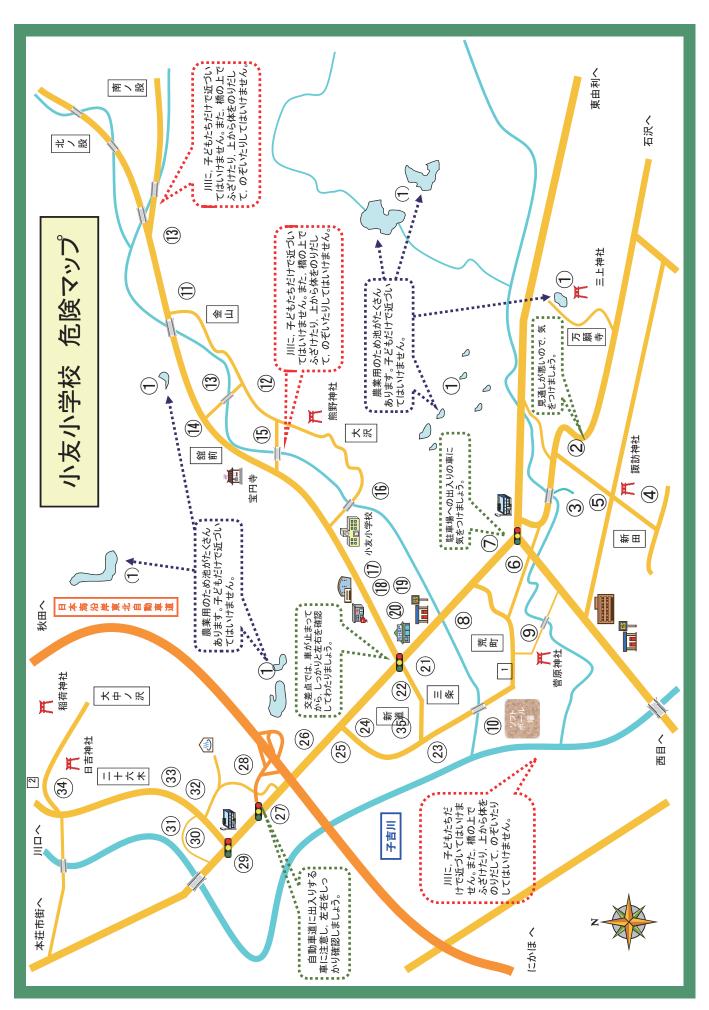
通学路の全区域を1枚のマップにまとめ、危険箇所を 番号で示し、別紙で番号ごとに写真と詳しいコメントを 入れて説明しています。











コメンメ	万願寺交差点は、車の交通量が多く、右 折する車やローソンに出入りする車も多く あるので、交差点を渡るときは、信号をよ く見て、左右を確認し右折車にも注意して 横断しましょう。 また、ローソン前の歩道は、ローソンに 出入りする車に注意しましょう。	ローソン荒町店入口の農業用水路の桝に はふたがされていません。水を多く流して いるときは、ローソン駐車場脇の農道に設 置されている枡から水が吹き上がることも あります。歩道の近くにあるので、水量の 多いときは近づかないように、またふだん も注意して落ちないようにしましょう。	万願寺・新田・荒町から学校に来る途中の村岡建設資材センター近くの川は、水がいつも多く流れていて、橋も高いところにあるので、落ちると危険です。 橋の上でふざけたり、橋の上から川をのぞいたりは絶対にしないようにしましょう。	荒町の神社のすぐ近くにある橋です。人が通ることが少なく、暗いときが多いので、子供たちはなるべく一人では通らないようにしましょう。	三条から荒町に通じる橋です。いつも水量が多いので、橋の上でふざけたり、橋から川をのぞいたりは絶対にしないようにしましょう。ましょう。
) 量					
地図番号	9	7	8	O	10
インメ	くさんの農業用ため治 共たちだけで無つりや 一池に落ちたとき助け し、子どもたちだけで 一緒におぼれてしまう には、子どもだけで近	歩道もなく狭いのに、 おり危険な通りです。 近の道路が、クランク で、見通しが悪くなっ ざけたり、広がって歩 しましょう。	校へ行く途中の鈴木部分が仕まいので、一部分が仕まいので、側通行を守りましょから高いらいまってする。 たっちにあいるです。 橋の上や近くから下をのぞいたりかかったりするこうにしましょう。	・養殖池だったところ ・様ですが、以前は田・・まべりやすくなった。 ・ますべりやすくなったけでも、すべって・・ません。 一度はまっないこともあります	学路を横切る農道が 割にたくさんの車が 「止まれ」の標識が 上まらずに走ってい ます。 るようにしましょ もが止まるのを確認 すが止まるのを確認 また、自転車で通
П	小友地区には、たくさんの があります。 ー人で、または子供たちだ 遊びにいくと、万が一池に落 てくれる人もいないし、子と は、助けようとして一緒に 危険があります。池には、子 がびてはいけません。	万願寺の旧道は、歩 朝は車が多く走ってお とくに、大場商店付近 型に曲がっているので ています。道路でふざ いたりしないようにし	万願寺・新田から学校へ行く 商店近くの橋は、歩道部分がも 車には十分注意して右側通行 う。また、この橋は川から高い るので、落ちると危険です。様 でふざけたり、橋の上から下る り、ガードレールによりかかっ とは、絶対にしないようにしま	てある。 である。 である。 である。 では、 たんだ、 でんだ、 なら、 なら、 なら、 なら、 なら、 なら、 なら、 なら、 なら、 なら	新田町内入り口で通学路を横切あります。朝の登校時間にたくさ通ります。 農道の方に「止まれ」ありますが、中には、止まらずにくは中や自転車が見られます。 お互いに一時停止するようにしてから渡りましょう。また、 ことときにも十分注意しましょう。
写 真 写	かあーびく 険い大い 大助人に 大助人に 大助が プラル は 動が プラング	顕寺の旧道は、 車が多く走って に、大場商店付 曲がっているの ます。道路でふ りしないように	万麗寺・第 市近くの材 には十分が ので、また、 ので、落せ かびで、落せ かざけたい ボガードに は、 ボードに は、 ボードに	をもないない あんない かんかい かんかい かんかい はっち はっち かいい かい	新田町内 ります。 草 ります。 草 りますが。 を か りますが。 か が しに た か も り が で か が が が し い が が が し い が が し が が が し が が が が

L インメロ	南ノ股・北ノ股・金山・大沢・舘前から 学校へ来る途中には、たくさんの橋があり ます。 春の雪解け水の多いときや雨降りのとき は、水の量が増え、危険な川に変身します ので、橋の上でふざけたり、橋の上から川 をのぞいたりすることは絶対にしないよう にしましょう。	小学校前の農業用水路は、春の田植えのころや雨の日は水が多く流れているので、 危険なところです。 水の中に落ちると、流れが急なため自力 で上がることができません。農業用水路の近くでは、遊ばないようにしましょう。	小学校前の農業用水路は、春の田植えのころや雨の日は、水が多く流れているので、危険なところです。 水の中に落ちると、流れが急なため自力で起きることができません。農業用水路の近くでは、遊ばないようにしましょう。	三条交差点から学校へ向かう途中の資材置き場と空き地です。車がUターンするときにつかうことがあります。入るだけだと思っていると急にUターンして戻ってくることがありますので、注意しましょう。また、空き地の石の上で遊んではいけません。	公民館の向かいの会社の入口です。会社の門が高いため、歩道が見えにくくなっています。会社から出てくる車には、十分注意しましょう。
写真					
地図番号	16	17	18	19	20
封					
エンメロ	金山の小田川原橋のあたりは、南ノ股・金山方面にトラックがたくさん通ります。 橋のところで、大型トラックが通ると道路がせまくなり、広がって歩くと危険です。一列になって歩くようにしましょう。 また、雨のときは川の流れも速いので、 橋の上でふざけたり、橋の上から川をのぞいたりすることは、絶対にしないように	金山から大沢の旧道は、歩道がなく道路も狭いし、カーブも多く見通しが悪くなっています。道路を歩くときは、広がらないで道路の端を歩きましょう。	南ノ股・北ノ股・金山・大沢・舘前から 学校へ来る途中には、たくさんの橋があり ます。 春の雪解け水の多いときや雨降りのとき は、水の量が増え、危険な川に変身します ので、橋の上でふざけたり、橋の上から川 をのぞいたりすることは絶対にしないよう にしましょう。	南ノ股・北ノ股・金山・大沢・舘前から 学校へ来る途中の道路は、歩道がない所も あり、また道幅も狭くなっています。南ノ හ交差点から学校までの間は、車がスピードを出し危険ですので、道路でふざけたり しないで、歩道や道路の端を歩きましょう。	大沢にある橋は、川の水面から高くなっ ています。春の雪解け水の多いときや雨降りのときは、危険な川に変身します。 橋の上でふざけたり、橋の上から川をの ぞいたりすることは絶対にしないようにしましょう。
メンイン	田川原橋のあたりは、南ノ股トラックがたくさん通りますちで、大型トラックが通るとなり、広がって歩くと危険でなって歩くようにしましょうときは川の流れも速いのでざけたり、橋の上から川をのことは、絶対にしないように	H道は、歩道がな B多く見通しが悪 Fくときは、広が ましょう。	・大沢・舘前かくさんの橋があくさんの橋があまりのとまた国際りのとない。 橋の上からり、 橋の上からの対けになりになって	ノ股・北ノ股・金山・大沢・舘前かへ来る途中の道路は、歩道がない所、また道幅も狭くなっています。南き点から学校までの間は、車がスピ出し危険ですので、道路でふざけたいで、歩道や道路の端を歩きましょ	にある橋は、川の水面 す。春の雪解け水の多 きは、危険な川に変与 上でふざけたり、橋の リすることは絶対にし う。

コメント	ニ十六木から学校に来る途中の国道沿い に資材置き場があります。 門の下から簡単に出入りができますが, 絶対に中に入らないようにしましょう。	日本海沿岸東北自動車道入口の横断歩道です。道路の幅が広いため、横断歩道が長くなっています。信号が青になった。、車が止まったことを確認し左右をよく見て、素早く渡りましょう。待っているときは、東しょう。 ちおして入ってくる車に注意しましまう。	ニ十六木にある自動車道のガード下をく ぐる以前の通学路です。ガードレールがと ぎれている部分があります。ふざけて歩い て側溝に落ちないように気をつけましょ う。 また、ガード下を通ってはいけません。	自動車道入口近くにある「サンクス」の出入り口です。駐車場に出入りする車が多くなってきており、中には急に曲がってくる車もあります。4カ所の出入り口があるので、歩道を歩くときは、道路と「サンクス」の駐車場の車の動きに十分注意して、一列に並んで歩きましょう。	ニ十六木から国道に出るところです。 ガードレールがありますが、高さは低い状態です。水の流れも速いので、落ちたら危険です。 近くで遊んだり、のぞきこんだりしてはいけません。
写真					
地図番号	26	27	28	29	30
五					
エンメロ	三条交差点は、交通量がとても多く、右 所する車や木島酒店に入る車があるので、 交差点をわたるときは、信号をよく見て、 車が止まったことを確認してから、左右を 確認し右折車に十分注意しながら、横断し ましょう。 また、木島酒店前の歩道は、木島酒店に 出入りする車にも注意しましょう。	「泉の里」の前の歩道です。「泉の里」 や」AのATMがあるので、車の出入りの 多いところです。また、パスの停留所もあります。車の出入りに十分注意して、一列 で歩きましょう。	三条から荒町方面への道路です。ソフトボール場ができてから、大会などが行われる日に車の行き来が多くなりました。また、朝の通勤のために通る車も多くなっています。 車が来ないかを確認しながら、注意して通りましょう。	新道のニュータウンの国道出入り口です。住宅が増えたことにより、ここから出入りする車が多くなっています。歩道を通るときは、車の動きに十分注意して、一時停止をするなど安全を確かめてから歩きましょう。	国道からソフトボール場への出入り口です。大会が行われる日など, 車の行き来が多くなりました。 車が来ていないかどうか, 左右をしっかり確認してから渡りましょう。自転車に乗っているときも, 一時停止をして安全確認をしてから渡りましょう。
メンイン	な差点は、交通量がと すや木島酒店に入る車 をわたるときは、信号 まったことを確認して 当折車に十分注意しな る。 大島酒店前の歩道は 木島酒店前の歩道は する車にも注意しましま	泉の里」の前の歩道で AのA T M があるので ところです。また. 、 す。車の出入りに十分 きましょう。	三条から荒町方面への道路です。ソフトボール場ができてから、大会などが行われる日に車の行き来が多くなりました。また、朝の通勤のために通る車も多くなっています。 車が来ないかを確認しながら、注意して通りましょう。	のニュータウンの国道出入り口で宅が増えたことにより、ここからる車が多くなっています。歩道をる車が多くなっています。歩道をは、車の動きに十分注意して、一するなど安全を確かめてから歩き。	- ル場への出入 - 1など, 車の行 ごっか, 左右を にしょう。自動 - 時停止をして、よう。



コメンメ	「ダイナム」や二十六木市道につながっている細い坂道です。 ている細い坂道です。 「ダイナム」からの抜け道のようになっているので、車が多く通ります。歩道と反対側ですが、十分注意しましょう。	ニ十六木の昭和興業の斜め向かいは、重機や大型車両の置き場になっています。会社の敷地内ですが、柵などはありません。中に入って機械をながめたり、遊んだりしてはいけません。	ニ十六木の通学路には、歩道が急に狭くなるところがあります。なるべく端を通り、車には十分注意しましょう。	大中ノ沢町内入口です。 川口方面から堤防沿いの道路を通り, ス ピードを出してくる車が多くなっています。十分注意をして, 一列で歩きましょう。	水深もあり,時期により流れも速くなるので,近づかないこと。
全					主要 大路につき ゴン・電影の 対すてを加します。 Alf Tem Loます。
地図番号	31	32	33	34	35

通学路における緊急合同点検等実施要領

1 実施対象

全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路

※通学路は、各学校又は教育委員会において指定しているものを指す。

なお,国立及び私立の小学校の通学路についても,各学校及び学校の設置者の判断により,公立に準じて実施する。

また,小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても,地域や学校の実情等を勘案し,必要に応じて実施するものとする。

2 実施期間

下記3(1)及び(2)について、平成24年8月末までに実施する。

3 実施内容(参考2 フローチャート図 参照)

(1) 学校による危険箇所の抽出

学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、抽出した危険箇所の内容、学校として考える合同点検の要否を市町村教育委員会(特別支援学校小学部については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。)に報告する。

危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて参考3に掲げる観点を参考としてください。 なお、本年度、既に、学校において、通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容 や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

(2) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

市町村教育委員会は、学校からの報告を受けて、学校、保護者、道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検の実施に当たっては、できる限り地域住民等の参画を得るものとする。合同点検では、調整した危険箇所を点検し、その中から、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

なお、本年度、既に、学校、道路管理者及び地元警察署が合同で、通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容や状況に応じて、その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。

(3) 対策メニュー案の検討

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、(2)で抽出した 対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ、対策メニュー 案を検討する。

(4) 対策案の作成

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、(3)で検討した 対策メニュー案について、道路管理者及び地元警察署と連携・協力の上、地元住民との調整を 図り、対策案を作成する。市町村教育委員会及び学校は、作成した対策案について、道路管理 者及び地元警察署に対して要望を行う。

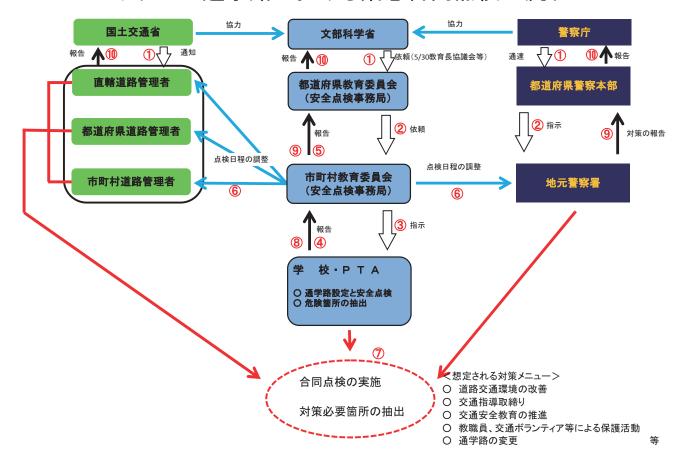
(5) 対策の実施

市町村教育委員会,学校,道路管理者及び地元警察署は,(4)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際,市町村教育委員会及び学校は,保護者等と連携を図るものとする。なお,上記(3)~(5)の対策の検討等に当たっては,防犯,防災等の側面にも留意する。

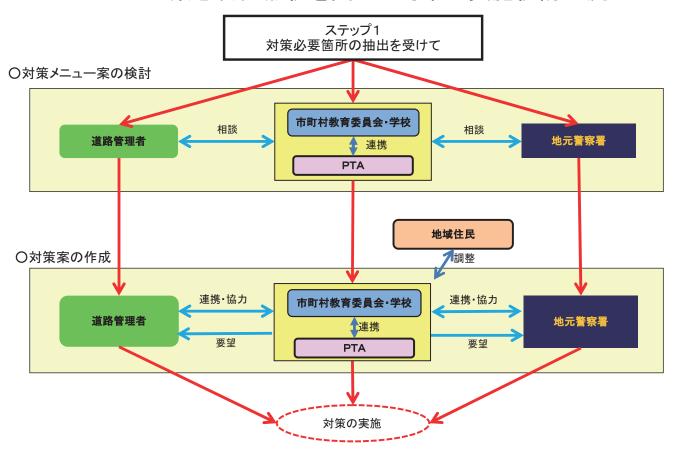
4 実施状況の報告

学校は、合同点検の実施状況等について、教育委員会による取りまとめを経て、文部科学省に報告する。報告する内容等については、別途連絡する。

ステップ1: 通学路における緊急合同点検の流れ



ステップ2:緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ



通学路の点検の実施及び危険箇所の把握・抽出に当たっての観点

- (1)「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成 17 年 12 月 6 日 17 文科ス第 333 号)の別紙 第1「②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底」
 - ○通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項 としては次のようなものが考えられる。
 - •危険•要注意箇所

道路が狭い,見通しが悪い,人通りが少ない,やぶや路地,倉庫,空地など人が身を 隠しやすい場所が近い,大型車が頻繁に通る等

(2)学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省著作権所有,平成 13年発行,平成22年改訂)の別表 3 通学の安全管理(1)「通学路の設定と安全確保」

(通学路の設定)

- ○通学路の条件
 - ・できるだけ歩車道の区別がある
 - ・区別がない場合, 交通量が少ない, 幅員が児童生徒等の通行を確保できる
 - ・遮断機のない無人踏切を避ける
 - ・見通しの悪い危険箇所がない
 - ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
 - ・犯罪の可能性が低い など

(通学路の安全確保)

- ○交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策
 - ・ 通学路を表示する標識を適切な簡所に設置する
 - ・場所や状況により交通規制を要請する
 - ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する
 - ・障害物の放置,工事状況,催し物の実施等に関連して,通学路を点検し適切に対処する
 - ・保護者, 関係機関等との情報交換, 情報処理を円滑に行う体制を確立する など

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント

1. 「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備について

- (1) 「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要
- (2) 生活道路の通学路においては、ゾーン対策が効果的
- (3) ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し、適切な対策を選択することが重要
- (4) 対策の普及のためには、対策効果の検証が必要
- (5) 「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出すことが重要

2. 関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について

- (1) コーディネータ、リーダーの存在や受け皿となる窓口の一本化が必要
- (2) 地域住民、保護者の協力・参画による地域の合意形成が必要
- (3) 学校やPTAが発信源となった合意形成が有効であり、合意形成のルールが必要
- (4) 体系的な行動計画による継続的な取り組みと予算の確保が重要

3. 危険性を予測し、自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進について

- (1) 危険を予測し、回避するという交通安全教育の基本の徹底が重要
- (2) 児童生徒・保護者に対するより実践的な交通安全教育・指導が重要

4. その他、自転車利用等について

- (1) 自転車の利用環境を整えるには、道路空間の「整理整頓」が必要
- (2) 登下校時の交通事故特性からみた事故対策の徹底が重要

※ 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会とは

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に車が突っ込むという事故をはじめ、児童等が巻き込まれる痛ましい事故が相次いだことを受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁では、相互に連携し、緊急合同点検をはじめとした通学路の交通安全の確保に関する取組みを行うこととした。

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課が、国土交通省及び警察庁の協力を得て、合同点検後の各地における対策の検討の参考としてもらうため、教育、交通工学、交通規制等の各分野の有識者から、

- ・ 安全な通学路の在り方、学校における交通安全教育の在り方
- ・ 通学路の交通安全を図るための道路交通環境整備、交通規制の在り方
- ・ 対策を効果的に進めるための関係機関等の連携の在り方、地域住民・保護者の役割等について意見を聴取するために実施された。

X 資料編

別 紙

平成 25 年 12 月 6 日

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した 基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を 設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、 道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進 体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1 で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の 取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む 取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎

X 資料編

年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急 合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本 とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象と することの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的 に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること(PDCAサイクル)が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本的方針の公表

基本的方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成 及び基本的方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情 報発信する。

なお、基本的方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(○○市区町村)通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本的方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇 所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

平成26年度文部科学省委託 「通学路安全推進事業」実践事例集

平成27年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 電話018-860-5204 FAX018-860-5207

